

「保険外併用療養費」のお知らせ

(2024年2月1日現在)

「180日を超える」場合と対象外の場合

この180日の期間は、当院での入院期間だけでなく、ほかの病院・医院〔診療所〕での入院期間も含まれます。当院に入院以前3ヶ月以内にほかの病院・医院に入院されていた患者さまは、入院時にお申し出ください。

ただし、病院・医院を退院された後、①別の「病気やけが」で入院された場合、②3ヶ月間以上入院されなかった場合、③介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設などに入院〔入所〕されていた場合などは、通算されません。次の入院時から、あらたに入院期間が起算されます。また、全身麻酔による手術後などは保険外併用療養費の対象にならない期間があります。

「退院証明書」の提出と入院期間の確認

以前に入院されていた病院・医院で発行された「退院証明書」をご提出ください。また「退院証明書」がなく、当院に入院される以前3ヶ月の入院期間がわからないときは、以前の入院の病院・医院にお問い合わせのうえ、主病名と入院期間（入院年月日・退院年月日）をご確認ください。

正確な入院履歴の申告と損失費用の請求

この制度では、患者さまは入院時にご自身の入院履歴を正確に病院に申告することが、義務づけられています。虚偽の申告を行った場合には、起因して発生する損失（保険外併用療養費）は、保険者〔市町村役場・協会けんぽ・健康保険組合など〕から後日費用の徴収が行われます。充分にご留意ください。

なお、患者さまの医療費の負担は増えますが、病院は保険収入から「保険外併用療養費」の金額が差し引かれますので、病院の収入増にはなりません。

一般病棟

2,160円／日（入院基本料の15%・消費税別）

※1泊あたりではなく「1日あたり」の金額とされていますので、入院日と退院日は別の日としての計算になります